

○登米市水道事業指定給水装置工事事業者規程

平成17年4月1日

水道事業管理規程第26号

改正 平成22年9月17日水管規程第14号

平成25年4月1日水管規程第2号

令和元年9月17日水管規程第2号

令和2年3月24日水管規程第1号

令和3年3月24日上下水道事業管理規程第10号

(目的)

第1条 この規程は、登米市水道事業給水条例（平成17年登米市条例第219号。以下「給水条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、登米市の水道事業に係る指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）について必要な事項を定め、もって給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 水道法（昭和32年法律第177号）をいう。
- (2) 政令 水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。
- (3) 省令 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。
- (4) 給水装置 需要者に水道水を供給するために市が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (5) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（省令第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。
- (6) 給水装置の軽微な変更 省令第13条で定める給水装置の単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）をいう。
- (7) 指定工事業者 法第25条の2の規定により申請し、法第25条の3第1項の規定に基づき水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が指定した者
- (8) 給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。） 法第25条の6第1項に規定する厚生労働大臣が行う主任技術者試験に合格し、法第25条の5第1項に規定する厚生労働大臣から免状を交付された者であつて、前号に定める指定工事業者によって、選任されたものをいう。

(業務処理の原則)

第3条 指定工事業者は、法、政令、省令、給水条例、登米市水道事業給水条例施行規程（平成22年登米市水道事業管理規程第8号）及びこの規程並びにこれらの規定

に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

(指定の申請)

第4条 法第25条の2第1項の規定による申請の受理は、法律及び登米市が定めた休日を除く日とする。

(指定工事業者の指定)

第5条 管理者は、法第25条の2第1項の規定による申請が法第25条の3第1項各号の要件を全て満たし、かつ、暴力団員等（登米市暴力団排除条例（平成25年登米市条例第6号）第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。）でないと認めるときは、指定工事業者として指定し、指定した順に指定番号を付すものとする。

(指定工事業者証の交付)

第6条 管理者は、前条の指定を行ったときは、指定工事業者に登米市指定給水装置工事事業者証（別記様式。以下「指定工事業者証」という。）を交付する。

2 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は法第25条の11第1項の規定に該当して指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を管理者に返納しなければならない。

3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき又は指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を管理者に提出しなければならない。

4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(指定の更新)

第6条の2 法第25条の3の2の規定による指定工事業者の指定の更新の事務については、前3条の規定を準用する。

(変更等の届出)

第7条 指定工事業者は、法第25条の7に掲げる事項が生じたときは、管理者に届け出なければならない。

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に省令に定められた書類を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の規定による届出が第5条の指定による要件を満たすと認めるときは、指定工事業者証を交付する。

4 第1項により事業を廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、省令に定められた届出書を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第8条 管理者は、指定工事業者が法第25条の11第1項の各号に該当したときは、指定を取り消すことができる。

2 管理者は、前項により指定の取消し処分をしたときは、指定工事事業者に通告するとともに、指定番号を欠番とするものとする。

(指定の停止)

第9条 前条第1項に該当する場合において、指定工事事業者にしんしゃくすべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することがある。

2 管理者は、前項のしんしゃくすべき特段の事情について定め、その期間を調整することがある。

3 管理者は、指定工事事業者の指定の効力停止をするに至ったときは、通知するものとする。

(指定等の告示)

第10条 管理者は、第5条の指定、第6条の2の指定の更新又は第8条の指定の取消しをしたときは、法第25条の3第2項、法第25条の3の2第4項及び法第25条の11第2項の規定により告示するものとする。

(主任技術者の選任、職務)

第11条 指定工事事業者は、法第25条の4第1項及び第2項並びに省令第21条第1項及び第2項の規定に基づき、主任技術者の選任、解任等を行った場合は管理者に届け出なければならない。

2 主任技術者は、法第25条第3項及び省令第23条第1項各号に規定する職務を誠実に行わなければならない。

(設計審査)

第12条 指定工事事業者は、給水条例第7条第2項前段に規定する設計審査を受けるため設計審査に係る関係書類を添えて、管理者の承認を受けなければならない。

(工事検査)

第13条 指定工事事業者は、給水条例第7条第2項後段に規定する給水装置工事検査を受けるため工事完了後速やかに当該工事検査に係る関係書類を管理者に提出しなければならない。

2 指定工事事業者は、前項の検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第14条 管理者は、指定工事事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事事業者に対し、当該工事に關し指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることがある。

(報告又は資料の提出)

第15条 管理者は、指定工事事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事事業者

に対し必要な報告又は資料の提出を求めることがある。

(非常災害等の協力)

第16条 指定工事業者及び主任技術者は、水道施設に非常災害若しくは重大な事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、登米市災害対策本部要綱（平成17年登米市訓令第11号）に定めるところにより災害復旧等に協力しなければならない。

(管理者の調査等)

第17条 指定工事業者は、当該指定工事業者が施行した給水装置工事に係る給水装置が、給水条例第21条第1項に規定する給水装置又は水質について、水道使用者等から調査の請求があったときは、管理者が行う調査又は調査に必要な事項について協力しなければならない。

(諮問機関)

第18条 管理者は、指定の取消し又は停止に関し、その公正の確保と透明性の向上を図るため、必要に応じ、指定給水装置工事事業者処分審査委員会（以下「処分審査委員会」という。）を設置する。

2 前項の処分審査委員会について必要な事項は、別に定める。

(講習会)

第19条 管理者は、給水装置の工事の施行に関する知識及び技術上の向上を図るため、指定工事業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施し、又は実施する講習会に参加させることがある。

(委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の東和町指定給水装置工事事業者規程（平成10年東和町管理規定第3号）、石越町指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年石越町水道管理局規程第2号）、津山町横山簡易水道指定給水装置工事事業者規程（平成10年津山町訓令第1号）又は指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年登米地方広域水道企業団規程第7号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年9月17日水管規程第14号）

この規程は、平成22年9月17日から施行する。

附 則（平成25年4月1日水管規程第2号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月17日水管規程第2号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日水管規程第1号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する

附 則（令和3年3月24日上下水道事業管理規程第10号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する

別記様式（第6条関係）

登米市指定給水装置工事事業者証

登米市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成17年登米市水道事業管理規程第26号)第5条の規定により指定する。

年　　月　　日

登米市上下水道事業

登米市長

印

記

指 定 番 号

指定する事業

所 の 名 称

事業所の所在

地

事業者の氏

名又は代表者

名

事 業 の 区 分 給水装置工事事業

有 効 期 限 年　　月　　日まで

交 付 区 分 新 規 ・ 更 新 ・ 変 更

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

○登米市給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

平成21年7月1日

登米市水道事業告示第14号

改正 平成22年3月29日水道事業告示第9号

平成28年3月29日水道事業告示第12号

令和2年3月24日水道事業告示第2号

令和3年3月29日登米市上下水道事業告示第11号

(目的)

第1条 この要綱は、登米市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成17年登米市水道事業管理規程第26号。以下「規程」という。）第8条又は第9条の規定に基づき、登米市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）の違反行為に係る事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、行政手続法（平成5年法律第88号）及び規程において使用する用語の例による。

(処分審査委員会)

第3条 規程第18条の規定により、登米市指定給水装置工事事業者処分審査委員会（以下「処分審査委員会」という。）を設置する。

- 2 処分審査委員会は、委員長及び委員をもつて組織し、委員長は上下水道部長の職にある者をもって充て、委員は上下水道部次長、水道技術管理者及び課長職にある者とする。
- 3 処分審査委員会の庶務は、経営総務課業務係において処理する。
- 4 処分審査委員会は、事案の審査を終了したときは、その結果を書面をもつて水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に報告しなければならない。

(処分の基準)

第4条 指定工事業者の違反行為及び処分基準は、別表のとおりとする。

(処分)

第5条 管理者は、指定工事業者が別表に定める違反行為に該当する場合は、処分審査委員会の審議を経て、同表に掲げる処分をするものとする。

- 2 管理者は、前項の規定にかかわらず、当該指定工事業者が登米市水道事業に貢献をしたと認められる場合には、指定停止期間を短縮し、又は指定停止若しくは指定取消処分をしないことができる。

(違反行為の調査、報告等)

第6条 経営総務課長（以下「総務課長」という。）は、指定工事業者が違反行為を行なった疑いがあるときは、その事実関係の調査を行なう。

- 2 総務課長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当該指定工事業者に対し直ちに違反行為を是正するように指導する。
- 3 総務課長は、当事者からてん末書の提出を求めるとともに、違反行為調査兼報告書（様式第1号）を作成し管理者へ報告する。

(文書による注意)

第7条 総務課長は、その行為の内容が別表に該当しない場合であっても、必要と認めら

れる場合にはその行為の是正を求め、再発を防止し注意等を促すため文書による警告又は注意を行なうことができる。

(意見陳述のための手続き)

第8条 管理者は、第6条第3項の報告を受理し不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名あて人となるべき者について意見陳述のための手続きをとらなければならない。

2 前項の意見陳述のための手続きは、登米市行政手続条例(平成17年登米市条例第9号)及び登米市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成17年登米市規則第7号)の例により行うものとする。

3 聽聞は、総務課長が主宰する。

4 主宰者は、聴聞が終結したときは、速やかに聴聞調書(様式第2号)及び聴聞報告書(様式第3号)を作成し管理者に報告する。

(審査委員会の開催)

第9条 委員長は、前条の意見陳述のための手続き終了後に審査委員会を開催する。

(審議結果の取扱い)

第10条 委員長は、審議結果を書面により管理者へ報告するものとする。

(処分の決定)

第11条 管理者は、不利益処分の決定をするときは、処分審査委員会の審議結果、聴聞調書の内容、聴聞報告書に記載された主催者の意見及び弁明書の内容を十分に斟酌してこれをしなければならない。

(処分の通知)

第12条 管理者は、処分を決定した場合に、被処分者に対し当該処分内容及び理由を記載した処分通知書(様式第4号)により通知する。

2 管理者は、規程第8条に規定する指定の取消し又は第9条に規定する指定の停止処分を行なう場合は、規程第10条の規定に基づき告示を行なう。

3 管理者は、処分を行なうに当たらないが違反行為の再発防止の措置が必要と認めるときは、文書による警告を行うことができる。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第13条 管理者は、法第25条の4に規定する給水装置工事主任技術者が法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

2 管理者は、前項の通知を行った際、給水装置工事主任技術者の属する指定工事業者への旨通知するものとする。

(処分後の給水装置工事の施行)

第14条 管理者は、第11条の規定による処分を行った指定工事業者に未施工又は施工中の給水装置工事があるときは、当該指定工事業者以外の指定工事業者に施工させるものとする。ただし、施工中の給水装置工事について特に必要があると認めたときは、当該処分を行った指定工事業者に施工させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(教示の改正)

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(教示の改正)

別表(第4条関係)

指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

違反項目	根拠条文 (水道法)	関係法令条文	違反内容	処分内容	
指定要件違反	第25条の11 第1項第1号	第25条の3 第1項第1号	施行規則第21条 第1項	1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。 2 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消
		第1項第2号	施行規則第20条	3 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者の宣告を受けたとき。	指定取消
		第1項第3号イ		4 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消
		第1項第3号ロ		5 指定を取消され、その取消し日から2年を経過しないことが判明したとき。	指定取消
		第1項第3号ハ		6 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 (1) 無断通水、メータの不正使用をしたとき。 (2) 道路掘削許可、道路使用許可を受けて工事を施工したとき。 (3) 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。 (4) 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出したとき。 (5) 施工上の安全管理を怠り、公衆に被害を与えたとき。	指定取消 又は停止6月
		第1項第3号ニ		(2) 道路掘削許可、道路使用許可を受けて工事を施工したとき。 (3) 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。 (4) 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出したとき。 (5) 施工上の安全管理を怠り、公衆に被害を与えたとき。	停止1~6月
				(3) 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。 (4) 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出したとき。 (5) 施工上の安全管理を怠り、公衆に被害を与えたとき。	停止3~6月
				(4) 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出したとき。	停止6月
				(5) 施工上の安全管理を怠り、公衆に被害を与えたとき。	停止1~6月

				(6) 文書による警告又は注意に従わないとき。 (7) 工事完成後 3 月を経過してもしゅん工届を提出しないとき。 (8) 停止処分が累積したもの又は停止処分から 2 年を経過しない時点で文書注意、文書警告を受けたものであるとき。 (9) 文書による警告又は注意が累積したもの又は文書処分から 2 年を経過しない時点で文書による警告又は注意を受けたものであるとき。 (10) その他不正又は不誠実行為と認めるものであるとき。	停止 1 ~ 3 月 指定取消 又は停止 3 ~ 6 月 指定取消 又は停止 3 ~ 6 月 停止 1 ~ 6 月 停止 1 ~ 6 月
		第 1 項第 3 号ホ		7 法人であって、その役員のうちに指定の基準に該当しないものがいると判明したとき。	指定取消
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	第 25 条の 11 第 1 項第 2 号	第 25 条の 4 第 1 項又は第 2 項	施行規則第 21 条第 2 項	1 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。(2 週間以内)	指定取消
			施行規則第 21 条第 3 項	2 給水装置工事主任技術者が 2 以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	停止 1 ~ 3 月
届出義務違反	第 25 条の 11 第 1 項第 3 号	第 25 条の 7	施行規則第 34 条	1 事業所の名称及び所在地等変更届を提出しないとき(30 日以内)又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消
			施行規則第 35 条	2 休止届、廃止届(30 日以内)、再開届(10 日以内)を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消

事業の運営基準違反	第 25 条の 11 第 1 項第 4 号	第 25 条の 8	施行規則第 36 条 第 1 号	1 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	停止 1 月
			第 2 号	2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メータまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させず、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	停止 1 月
			第 3 号	3 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施工したとき。	停止 3 ~ 6 月
			第 5 号のイ	4 政令第 5 条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。(政令第 5 条: 給水装置の構造及び材質の基準)	停止 3 ~ 6 月
			第 5 号のロ	5 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	停止 1 ~ 3 月
			第 6 号	6 指名した給水装置工事主任技術者に、施工した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき、又は、当該記録をその作成の日から 3 年間保存しなかつたとき。	停止 1 ~ 3 月
工事施工に関する義務違反	第 25 条の 11 第 1 項第 5 号	第 25 条の 9		1 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	停止 1 ~ 3 月

	第6号	第25条の10	2 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。 (1) 給水装置工事に関する報告又は資料提出の求めに応じないとき。 (2) 給水装置工事に関する虚偽の報告又は資料を提出したとき。	
	第7号		3 施工した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大きいとき。	停止3～6月
不正申請	第25条の11 第1項第8号		不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	指定取消

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

(あて先) 登米市長

職名 登米市上下水道部
経営総務課長

氏名

(印)

違反行為調査兼報告書

1 違反行為の件名										
2 違 反 内 容 (要綱別表)										
3 調 査 の 期 日	年 月 日 時 分 ~ 時 分									
4 調 査 の 場 所	登米市 町									
5 調 査 職 員										
6 調 査 立 会 者										
7 調査の内容										
(1) 違反行為 の該当栓	給水コード									
	住 所	登米市 町								
	栓 名									
	使 用 者									
	所 有 者									
(2)調査に至る経緯										
(3)違反行為の詳細										
8 今後の対応予定										

様式第2号(第8条関係)

年　月　日

主宰者　職名　登米市上下水道部
経営総務課長

氏名

印

聴　聞　調　書

聴　聞　の　件　名				
聴聞の期日及び場所				
区　分		氏　名	住　所	
聴聞の期日に出頭した者	当事者	本　人		
		代理　人		
		補佐　人		
	参加人	本　人		
		代理　人		
		補佐　人		
区　分		氏　名	住　所	
			正当な理由の有無	
聴聞の期日に出頭しなかつた者	当事者	本　人		
		代理　人		
区　分		氏　名	職　名	
説明を行った行政庁の職員				
行政庁の職員の説明要旨				
当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人の意見の陳述の要旨				
証拠書類等の標目				
その他参考となるべき事項				

様式第3号(第8条関係)

年　月　日

(あて先) 登米市長

職名　　登米市上下水道部
主宰者　　経営総務課長
氏名　　　　印

聴　　聞　　報　　告　　書

聴聞の件名	
不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の主張の要旨	
上記主張に理由があるかどうかについての意見	

様式第4号(第12条関係)

第 号
年 月 日

違反行為処分決定通知書

様

登米市上下水道事業
登米市長 印

年 月 日付で、貴社より提出された違反行為届出書(てん末書)を、指定給水装置工事事業者処分審査委員会で審議した結果、下記のとおり処分を決定したので通知します。

記

1 処分の種類

2 処分の理由

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、登米市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において登米市を代表する者は管理者となります。ただし、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

○登米市水道事業給水装置台帳附図の開示に関する基準

平成21年1月5日

登米市水道事業告示第35号

改正 令和3年2月1日登米市上下水道事業告示第4号

(目的)

第1条 この基準は、登米市情報公開条例（平成17年条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第26条並びに登米市個人情報保護条例（平成17年条例第18号。以下「個人情報条例」という。）第38条に基づき、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が保有する給水装置台帳附図（以下「附図」という。）の開示について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、水道法（昭和32年法律第177号）並びに登米市水道事業給水条例（平成17年条例第219号。以下「給水条例」という。）及び登米市水道事業給水条例施行規程（平成22年水道事業管理規程第8号。以下「給水規程」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置台帳附図 給水規程第11条の規定により給水装置工事のしゅん工書類として提出された附図をいう。
- (2) 指定給水装置工事事業者 管理者が給水条例第7条第1項の規定に基づき指定をした者をいう。
- (3) 給水装置工事 給水条例第5条の規定により管理者の承認を必要とする給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の工事をいう。
- (4) 給水装置使用者等 給水装置の所有者、使用者、所有者の代理人又は管理人をいう。

(管理者の責務)

第3条 附図は、情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書並びに個人情報条例第2条第4号に規定する保有個人情報に該当することから、管理者は、その取扱いに最大限の配慮をしなければならない。

(附図の開示)

第4条 附図の開示は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合に行うものとする。

- (1) 給水装置使用者等から請求があったとき。
- (2) 給水装置使用者等の同意を基に請求があつたとき。
- (3) 給水装置工事を施工する指定給水装置工事事業者から請求があつたとき。
- (4) 登米市の各部局長、国、独立行政法人、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から請求があつたときで、附図を利用することについて相当の理由があるとき。

(開示請求の方法)

第5条 開示の請求は、様式第1号の開示請求書により行うものとする。

- 2 管理者は、前項に規定する請求があった場合は、別表に定める請求者を確認できる書類の提示又は添付を求めるものとする。
- 3 代理人による開示の請求については様式第2号の同意書を添付するものとする。
- 4 前条第3号の規定による請求は、請求者が本人であると確認できる場合であって、かつ、附図の開示が給水装置工事の施工に必要と認められる場合に限り、前2項に定める事項を省略することができるものとする。

(開示の実施)

第6条 管理者は、開示の請求が第3条に規定する開示に該当する場合であって、かつ、請求者が本人であることを確認することができたときは、すみやかに開示を実施するものとする。

- 2 開示は、閲覧又は写しの交付とする。
- 3 閲覧又は写しの交付は、上下水道部及び当該委託業務受託者において実施するものとし、情報保護のため郵送、FAX又は電子メール等による開示は行わないものとする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(開示の手数料)

第7条 開示請求に係る手数料は無料とする。

(附図の写しの作成費用等)

第8条 附図の写しの作成に要する費用は、写し1枚につき10円（カラーの写しの場合は1枚につき50円）とする。ただし、第4条第4号の規定による請求であって公益上必要があると認めるとき又は管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、無料とする。

- 2 前項の費用は、前納しなければならないものとする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(主管課)

第9条 附図の開示請求に関する事務は、上下水道部経営総務課が主管するものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年1月5日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年2月1日から施行する。

（令和3年2月1日登米市上下水道事業告示第4号）

別表（第5条関係）

	証明する書類
1. 本人を証明する書類	運転免許証、マイナンバーカード、外国人登録証明証、写真付住民基本台帳カード、写真付公務員の身分証明証、国民健康保険・健康保険・船員保険若しくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金証書、その他管理者がこれらに準ずるものとして適当と認める書類 学生証、法人（国若しくは地方公共団体を除く。）が発行した身分証、又はその他管理者がこれらに準ずるものとして適当と認める書類
2. 給水装置使用者等の同意を示す書類	同意書

様式第1号（第5条関係）

給水装置台帳附図開示請求書

(あて先) 登米市長

請求者住所		
請求者氏名		

（法人その他の団体にあっては事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号	—	—
------	---	---

登米市水道事業給水装置台帳附図の開示に関する基準第5条の規定により、次のとおり給水装置台帳附図の開示を請求します。

1. 開示の方法 ① 閲覧 ② 複写
2. 開示の区分 ① 自己情報の開示（使用者等からの請求）
② 自己情報の開示（使用者等の同意による請求）
③ 給水装置工事情報の開示（施工する指定工事事業者からの請求）
④ 公務の遂行（官公署からの請求）

3. 開示請求する給水装置台帳附図

	給水装置コード	給水装置所在地	給水装置使用者等	複写枚数
1		登米市 町		
2		登米市 町		
3		登米市 町		
4		登米市 町		
5		登米市 町		

<上下水道部処理欄>

請求書の確認	本人であることを証明する書類等	運転免許証・健康保険証・身分証明書・面識 ()	
	使用者等の同意書	様式2号	
	官公署からの請求を示すもの	公印等	
費用	白黒 枚 (@10円) カラー 枚 (@50円)	複写費用	円 (濟 一括 公用)

様式2号（第5条関係）

給水装置台帳附図開示同意書

(あて先) 登米市長

代理人住所		
代理人氏名		
(法人その他の団体にあっては事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
電話番号	— — —	

上記の者を代理人とし、給水装置台帳附図の開示に同意します。

年 月 日

給水装置住所 (栓所在地)	登米市	
給水装置 コード	— —	
使用者等氏名		
(使用者等区分) ①給水装置の所有者 ②使用者 ③所有者の代理人及び管理人		
(法人その他の団体にあっては事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名) (使用者等とは、給水装置の所有者、使用者、所有者の代理人又は管理人をいう)		
電話番号	— — —	

<上下水道部処理欄>

* 代理人が本人であることを証明する書類の提示

運転免許証 健康保険証 身分証明書 給水装置工事指定店を確認できるもの

その他 () 給水装置工事事務受託者を確認できるもの

